

生計

① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭および寡婦の方が経済的に困りのとき、生活の安定と児童の健やかな育成を支援するため、各種資金の貸付を行っています。

対 象 者

次のいずれかに
該当する方

- (ア) ひとり親家庭の母、父 [配偶者のいない女子または男子で児童（20歳未満）を扶養している方]
(イ) 寡婦 [配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった方、または40歳以上の配偶者のいない女子]
(ウ) その他

【母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧】

資金の種類	貸付の対象	貸付金額の限度額	据置期間	償還期限	利子	
事業開始資金	●母子家庭の母、 父子家庭の父 ●寡婦 ●母子・父子福祉団体	3,580,000円 (団体 5,370,000円)	1年	7年以内	無利子(※2)	
事業継続資金		1,790,000円	6か月	7年以内		
修学資金	●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦が扶養する子 ●父母のいない児童	学校の種類により 月額27,000円～ 月額146,000円 (大学院は月額183,000円※1)	卒業後6か月	10年以内		
修業資金		月額68,000円(※1)	知識技能習得後1年	10年以内		
就学支度資金		学校の種類により 64,300円～590,000円	卒業後6か月	10年以内		
		282,000円	卒業後6か月	5年以内 (専修一般課程、修業施設)		
技能習得資金		●母子家庭の母、 父子家庭の父 ●寡婦	月額68,000円(※1)	知識技能習得後1年		10年以内
医療介護資金			340,000円(※1)	医療・介護終了後6か月		5年以内
生活資金	月額114,000円		医療または介護終了後 または生活安定期間の 貸付もしくは失業中の 貸付期間終了後6か月	8年以内 (生活安定期間) 5年以内 (医療介護) 5年以内(失業)		
	月額141,000円		知識技能習得後6か月	10年以内 (技能習得期間)		
住宅資金	1,500,000円(※1)		6か月	6年以内		
転宅資金	260,000円		6か月	3年以内		
就職支度資金	●母子家庭の母 父子家庭の父 ●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦 ●父母のいない児童	110,000円(※1)	1年	6年以内		
結婚資金	●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦が扶養する子	330,000円	6か月	5年以内		

特記事項

※申請から貸付決定まで1か月程度かかるため事前のご相談をお願いします。

※資金を貸付の目的以外に流用できません。

※貸付金は条件等により、お貸しできない場合があります。

※原則として連帯保証人が必要となります。

※修学資金・修業資金・就職支度資金(子に係るもの)・就学支度資金については、親が貸付を受ける場合、児童が連帯債務者にならなければなりません。

児童も親とともに返済の義務を負うことをご承の上申請していただきます。

※福井市にお住まいの方については、一部条件が異なる場合があります。

(※1) 特に必要と認められる場合、限度額の増額があります。

(※2) 修学資金・修業資金・就職支度資金・就学支度資金以外については、条件によって利子がつきます。

※高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)やその他の奨学金をご利用される方は、それらの金額を貸付金額の限度から控除した額が貸

付上限額となります。

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員(P19)

② ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者の方に対し、住居の借り上げに必要な資金を貸し付けます。



対 象 者

児童扶養手当受給相当（ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

貸 付 額

入居している住宅の家賃
(月額上限70,000円)※12カ月の範囲内

利 子

無利子（連帯保証人不要）

返 還

返還要件に該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。
返還期間は4年以内です。

返 還 免 除

就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職、または既に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き継続したときは、貸付の返還が免除されます。

2025年度貸付人数 5名程度（先着順）

お問い合わせ：社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課 ☎ 0776-24-4987（地域福祉課直通）

③ 生活福祉資金貸付制度

資金の貸付けにあわせて必要な援助および指導を受けることにより、独立自活ができる世帯で、他からの資金の借り入れが困難な世帯を対象に世帯の自立を図ろうとする貸付制度です。

お問い合わせ：各市町の社会福祉協議会

■ 年金

① 遺族基礎年金

国民年金に加入されていた方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもに支給されます。

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P19）



② 遺族厚生年金

厚生年金に加入されていた方が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして支給されます。

お問い合わせ：年金事務所（P18）

③ 年金分割

離婚等をし、特定の条件を満たす場合、婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間で分割することができる制度です。（離婚日翌日から2年以内の請求が必要です。）

お問い合わせ：年金事務所（P18）

